

# 令和6年 業種別労働災害発生状況

(令和6年10月末)

稚内労働基準監督署

区分 業種別	令和6年			令和5年			対前年		業種割合 (%)	令和5年確定		
	死亡	休業	合計	死亡	休業	合計	増減数	増減率		死亡	休業	合計
全産業合計	1	79	80		102	102	-22	-21.6	100.0		123	123
除く鉱業計	1	79	80		102	102	-22	-21.6	100.0		123	123
製造業	1	11	12		14	14	-2	-14.3	15.0		19	19
食料品	1	8	9		11	11	-2	-18.2	11.3		17	17
木材木製品		2	2		1	1	1	100.0	2.5		1	1
紙・パルプ												
窯業・土石		1	1		1	1	±0	0.0	1.3		1	1
金属・機械					1	1	-1	-100.0			1	1
その他												
鉱業												
土石採取業		1	1		1	1	±0	0.0	1.3		1	1
建設業		14	14		18	18	-4	-22.2	17.5		25	25
土木工事業		6	6		7	7	-1	-14.3	7.5		11	11
建築工事業		3	3		8	8	-5	-62.5	3.8		9	9
木造建築業		4	4		2	2	2	100.0	5.0		3	3
設備工事業		1	1		1	1	±0	0.0	1.3		2	2
道路貨物運送		4	4		10	10	-6	-60.0	5.0		10	10
その他の運輸		1	1		1	1	±0	0.0	1.3		1	1
貨物取扱業												
林業		1	1		1	1	±0	0.0	1.3		2	2
漁業		8	8		13	13	-5	-38.5	10.0		15	15
商業		9	9		5	5	4	80.0	11.3		7	7
清掃業		5	5		1	1	4	400.0	6.3		1	1
畜産業		1	1		6	6	-5	-83.3	1.3		6	6
その他の事業		24	24		32	32	-8	-25.0	30.0		35	35

※本統計は労働者死傷病報告書(休業4日以上)から集計したものであり、前年同期との比較です。

※本統計は、速報値であり後日修正されることがあります。

※稚内労働基準監督署の管轄は、宗谷地方(稚内市、豊富町、猿払村、利尻町、利尻富士町、礼文町、枝幸町、浜頓別町、中頓別町、幌延町)及び留萌地方北部(天塩町、遠別町)の1市10町1村です。

## 令和6年 稚内労働基準監督署管内の死亡災害概要

(令和6年10月末)

No.	発生月	発生時	事故の型	起因物	業種	災害の概要
1	8	16	墜落、 転落	階段、 棧橋	水産食料 品製造業	ホタテの加工場において、派遣労働者である被災者は、ホタテの貝剥き作業を終え、加工場内の階段を歩いていた際に転落し、床に額を打ちつけたもの。

令和6年  
業種別・事故の型別労働災害発生状況 (令和6年10月末)

稚内労働基準監督署

事故の型	業種	製造業						鉱業	土石採取業	建設業	土木建築業	木造建築業	設備工事業	道路貨物運送業	その他の運輸業	貨物取扱業	林業	漁業	商業	清掃業	畜産業	その他の事業	全産業合計
		食料品	木材製品	紙・パルプ	窯業・土石	金属機械	その他																
1 墜落・転落		5	3	1		1		1	6		3	3		2			1	2	2		2	21	
2 転倒		3	3						3	2		1	1	1			2	4	2		2	18	
3 激突									1	1			1								2	4	
4 飛来・落下																1	1					2	
5 崩壊・倒壊		1	1						2	1		1									1	4	
6 激突され																	2	1		1		4	
7 はさまれ・巻き込まれ									1	1							2	1				4	
8 切れ・こすれ		1		1					1	1												2	
9 踏抜き																							
10 おぼれ																							
11 高温・低温の物との接触		2	2																			2	
12 有害物との接触																							
13 感電																							
14 爆発																							
15 破裂																							
16 火災																							
17 交通事故(道路)																		1			2	3	
18 交通事故(その他)																							
19 動作の反動・無理な動作																			1		2	3	
90 その他																						13	13
99 分類不能																							
合計		12	9	2		1		1	14	6	3	4	1	4	1		1	8	9	5	1	24	80

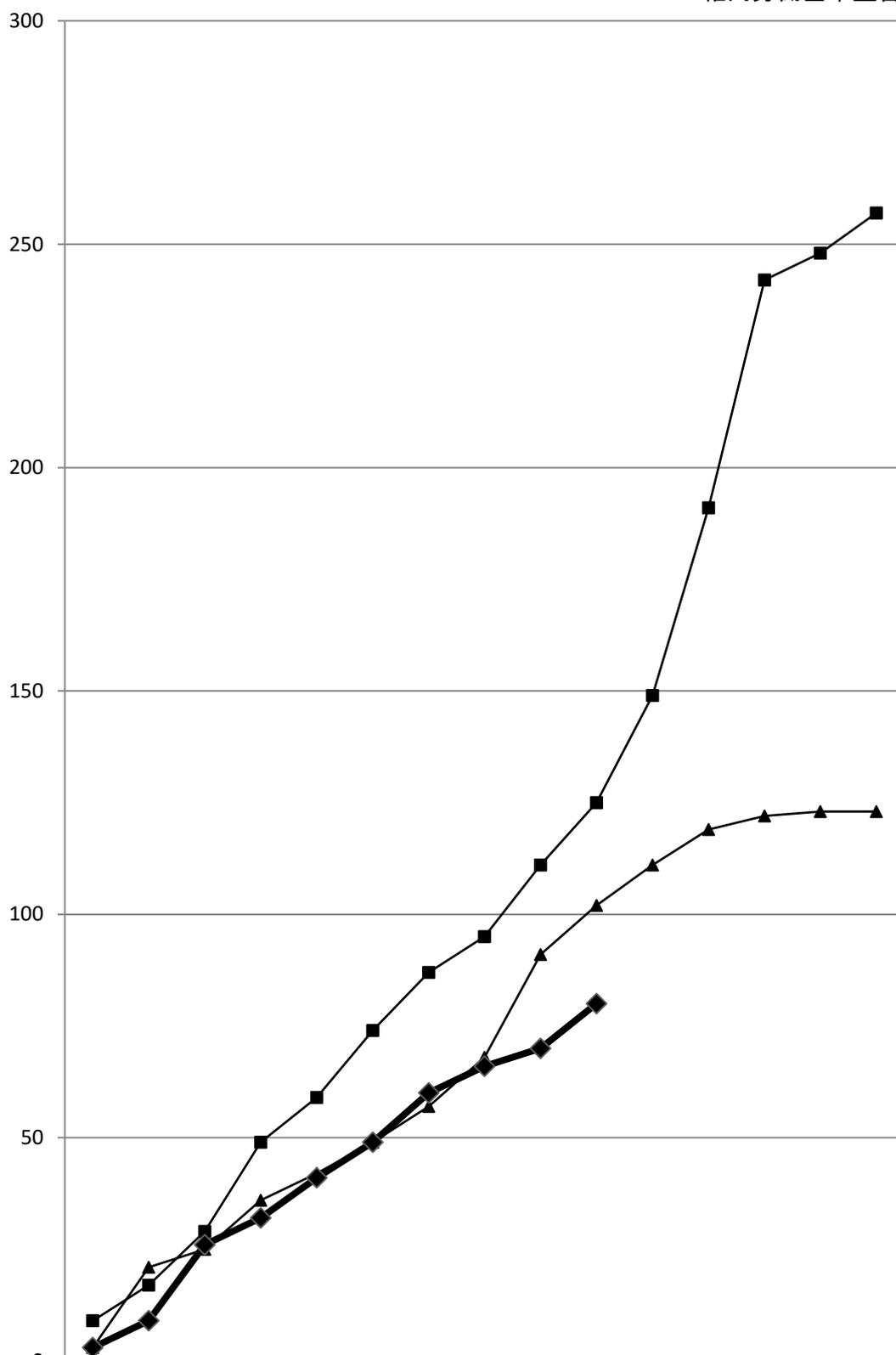
令和6年  
事故の型別・起因物別労働災害発生状況 (令和6年10月末)

稚内労働基準監督署

事故の型	起因物	11	12	13	14	15	16	17	21	22	23	31	32	33	34	35	36	37	39	41	51	52	61	71	91	92	99	合
		原	動	木	建	金	一	車	動	動	乗	圧	化	溶	炉	電	人	用	そ	仮	危	材		自	そ	起	分	
		機	構	械	械	械	械	械	等	機	物	器	器	置	等	備	等	具	備	等	等	料	荷	等	物	し	能	
1	墜落・転落			1	1		1			5							5		7				1				21	
2	転倒																			10				6		2	18	
3	激突								1											3							4	
4	飛来・落下																				1			1			2	
5	崩壊・倒壊																			2				2			4	
6	激突され								1		2													1			4	
7	はさまれ・巻き込まれ								2								1			1							4	
8	切れ・こすれ			1		1																					2	
9	踏抜き																											
10	おぼれ																											
11	高温・低温の物との接触						1								1													2
12	有害物との接触																											
13	感電																											
14	爆発																											
15	破裂																											
16	火災																											
17	交通事故(道路)										3																	3
18	交通事故(その他)																											
19	動作の反動・無理な動作									1																2		3
90	その他																									13		13
99	分類不能																											
合	計			2	1	1	2		4	6	5			1			6		23		1		11	13	4		80	

# 令和4年～令和6年労働災害発生状況(全産業・累計)

稚内労働基準監督署



	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	翌1月	翌2月	確定
令和4年	9	17	29	49	59	74	87	95	111	125	149	191	242	248	257
令和5年	3	21	25	36	42	49	57	68	91	102	111	119	122	123	123
令和6年	3	9	26	32	41	49	60	66	70	80					

## ＜労働災害発生件数は大幅減少傾向＞

### 1 労働災害発生状況

令和6年10月に確認した休業4日以上労働災害件数は10件あり、休業1か月以上の労働災害件数は6件でした。令和6年の労働災害件数は合計で80件となり、前年同期比22件減となりました。新型コロナウイルス感染症によるものを除いた件数は67件であり、昨年同期比20件減となっています。60歳以上の高齢労働者による労働災害件数は34件で全体の42.5%を占めています。

### 2 労働災害事例(括弧内は年齢性別、休業見込期間)※抜粋

#### 【製造業】

・製材工場において、ギャングソーの運転を停止した後、丸のこの刃の近くの木端を除去しようと手を伸ばしたところ、惰性で回転していた丸のこの刃に軍手が絡まって巻き込まれ、右手第4指を切断したものの。(50代男性、1か月)

#### 【建設業】

・木造建築物の新築工事現場において、コンクリート打設の準備作業中に、型枠を乗り越えようとしたところ、左足が引っ掛かり、1.25mの高さから墜落し、左大腿骨を骨折したものの。(60代男性、2か月)

・防雪柵の防雪板の角度調整作業中に、防雪板と連結部との間に左手第3指が挟まれ、骨折したものの。(70代男性、2か月)

・建築工事現場において、壁パネルの組立のため、脚立上で作業していたところ、強風にあおられ、バランスを崩して墜落し、両足の踵を骨折したものの。(50代男性、3か月)

・炊事婦が厨房で作業中、床で滑って転倒し、左大腿骨を骨折したものの。(60代女性、1か月)

#### 【漁業】

・ネットを作る作業中、足を滑らせて転倒し、左膝を骨折したものの。(60代女性、2か月)

### 3 稚内署からのお知らせ

#### ○過労死等防止啓発月間・過重労働解消キャンペーン月間(11月)

「過労死等防止対策推進法」に基づき、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」としています。この月間は、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、関心と理解を深めることを目的としています。「過労死等」とは、(1)業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡、(2)業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡、(3)死亡には至らないが、これらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことを言います。

併せて過重労働解消キャンペーン月間とし、この期間には、長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対する重点監督を実施します。

#### ○建設工事追い込み期労働災害防止運動(10月1日～12月31日)

建設業の労働災害は、例年、追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、同時期の過去5年間の死亡者数を都道府県労働局別で比較すると、北海道が突出している状況にあります。

建設業の三大災害はもちろんのこと、路面の凍結による転倒や内燃機関による一酸化炭素中毒等の冬季特有の労働災害防止への取組をお願いします。

本運動の実施要項やリーフレットについては、北海道労働局ホームページからご覧いただけます。

また、保護帽等に貼付するシールは稚内労働基準監督署窓口で配布しています。

#### ○HPP「稚内労働基準監督署からのお知らせ」について

「稚内労働基準監督署からのお知らせ」では、毎月10日ごろ、稚内署管内の労働災害の発生状況を掲載しています。安全教育等の資料として御活用ください。

稚内労働基準監督署からのお知らせ

検索



北海道労働局HP



稚内署HP

#### ○電子申請が義務化されます(令和7年1月1日～)

労働者死傷病報告、安全管理者・衛生管理者・産業医等の選任報告、定期健康診断結果報告、ストレスチェック結果報告、有機溶剤等健康診断結果報告、じん肺健康管理状況報告等について電子申請が義務化されます。

#### 【手順】

- 1 e-Govアカウント又はGビズIDの取得
- 2 安全衛生帳票入力支援サービスを使用して各種報告書を作成
- 3 そのまま電子申請に進む

安全衛生帳票入力支援サービス



### 先月の労働者死傷病報告書(休業4日以上)の受付状況

製造業	2件
建設業	4件
道路貨物運送業	0件
林業	0件
その他の事業	4件 (漁業1、通信業1、清掃業1、社会福祉施設1)
計	10件

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告書の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例であり、災害件数と事例数は異なる場合があります。

**「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています！**

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示していますので、加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。(0162-73-0777)